

広  
報

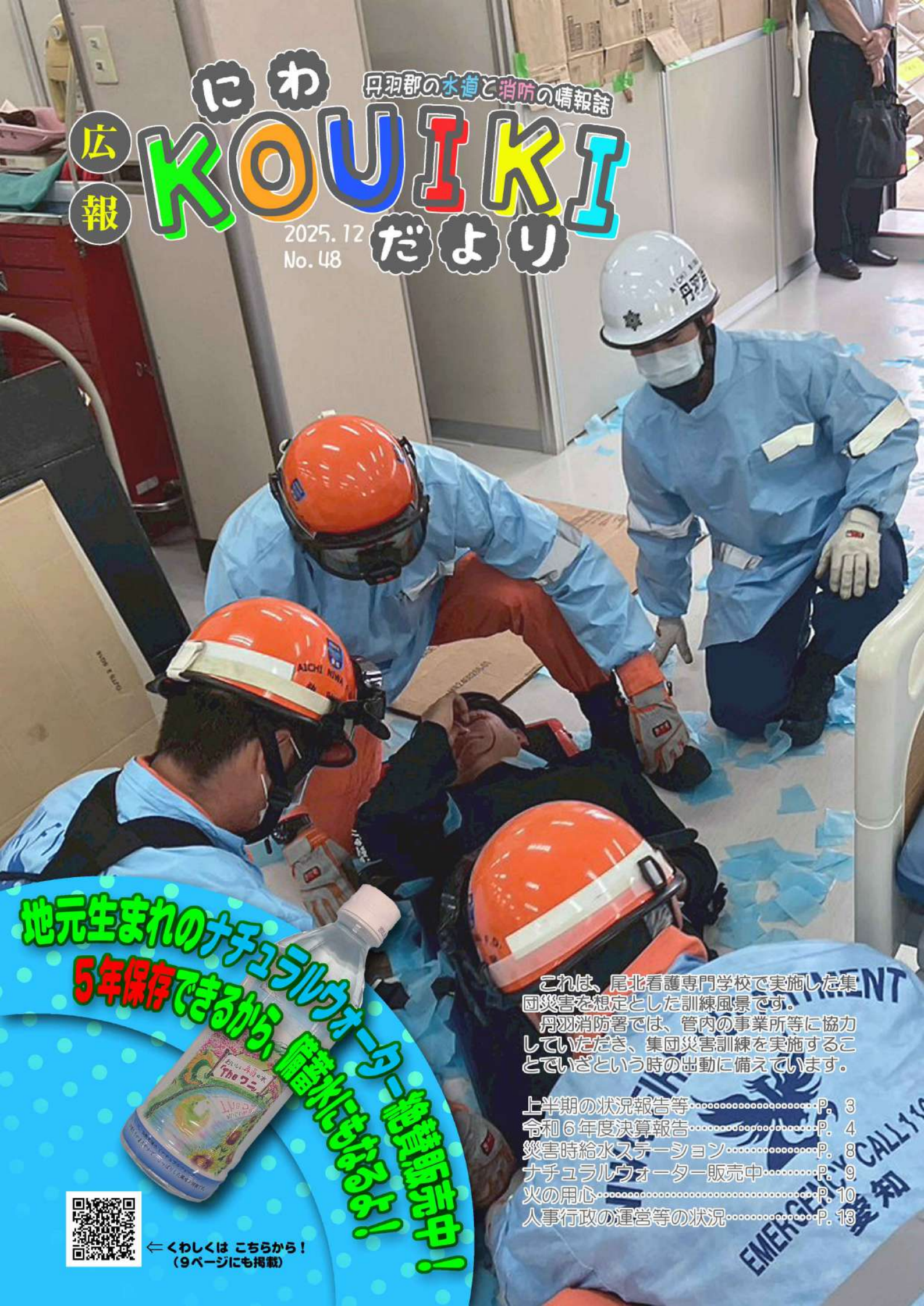
にわ

丹羽郡の水道と消防の情報誌

# KOUIKI

2025. 12  
No. 48

だより



地元生まれのナチュラルウォーター  
5年保存できるから、備蓄水にもなるよ！  
絶賛販売中！



これは、尾北看護専門学校で実施した集団災害を想定とした訓練風景です。  
丹羽消防署では、管内の事業所等に協力していただき、集団災害訓練を実施することではいざという時の出動に備えています。

|               |       |
|---------------|-------|
| 上半期の状況報告等     | P. 3  |
| 令和6年度決算報告     | P. 4  |
| 災害時給水ステーション   | P. 8  |
| ナチュラルウォーター販売中 | P. 9  |
| 火の用心          | P. 10 |
| 人事行政の運営等の状況   | P. 13 |



← くわしくは こちらから！  
(9ページにも掲載)

EMERGENCY CALL 119  
緊急通知

## まえがき

組合事業の状況につきましては、1年を2期にわけて公表しております。今回は令和7年度上半期（令和7年4月～令和7年9月）分と令和6年度決算状況についてお知らせをします。水道・消防事業の実態についてご理解をいただくとともに、より一層のご協力をお願い申し上げます。

丹羽広域事務組合 管理者 鈴木 雅 博



# 水道PR活動



## 出張講座！

水道週間（水道PR活動）の一環として、丹羽郡の小学4年生を対象に出張講座を開講しました。

水が蛇口まで届く過程や、能登半島地震の被災地で応急給水活動をおこなったことを話し、水の大切さを学んでいただき、濁った水をきれいにする実験もおこないました。児童たちは授業を驚き、楽しみながら取り組んでくれました。

参加していただいた児童のみなさん、先生方、誠にありがとうございました。



# 組合事業（水道・消防） 上半期の状況報告

## 水道事業概要

### (1) 営業について

令和7年度上半期（令和7年4月～令和7年9月）における有収水量は297万 $\text{m}^3$ となり、前年度に比べ、約2万9千 $\text{m}^3$ 減少しました。

また、経営状況については、収益的収支のうち収入は、5億6,297万3千円 となり、このうち水道料金収入は4億406万2千円となります。支出については、4億3,567万5千円となっています。

資本的収支については、収入5,006万3千円に対し、支出1億5,275万8千円となっています。

次に徴収業務については、口座振替加入率が85.0%となり、多くの方に口座振替をご利用いただいています。

### (2) 改良工事について

上半期の主な事業としましては、第4次水道整備実施計画に基づき、令和6年度からの繰越事業を含む、設計業務及び配水本管の更新を実施しています。また、重要給水施設の管路耐震化工事や経年化管路の更新工事及び県道の設置工事に伴う布設工事を行っています。

#### 予算執行状況（税込）

（単位：円）

| 区 分   | 予 算 額         | 執 行 額       | 予算に対する執行率 |
|-------|---------------|-------------|-----------|
| 収益的収入 | 1,172,137,000 | 562,972,778 | 48.0%     |
| 収益的支出 | 1,086,398,000 | 435,674,993 | 40.1%     |
| 資本的収入 | 489,042,000   | 50,062,510  | 10.2%     |
| 資本的支出 | 979,214,000   | 152,758,121 | 15.6%     |

#### 配水量

（単位： $\text{m}^3$ ）

| 年度 \ 月 | 4       | 5       | 6       | 7       | 8       | 9       | 計         | 前年度<br>同期比 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|------------|
| 令和7年度  | 558,173 | 529,089 | 559,363 | 557,568 | 563,386 | 563,400 | 3,330,979 | 97.3%      |
| 令和6年度  | 578,119 | 547,983 | 579,622 | 566,654 | 580,628 | 570,631 | 3,423,637 |            |

#### 県水受水量

（単位： $\text{m}^3$ ）

| 年度 \ 月 | 4       | 5       | 6       | 7       | 8       | 9       | 計         | 前年度<br>同期比 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|------------|
| 令和7年度  | 346,153 | 326,247 | 346,438 | 343,715 | 344,665 | 348,049 | 2,055,267 | 96.0%      |
| 令和6年度  | 360,840 | 342,655 | 363,512 | 355,811 | 360,166 | 358,284 | 2,141,268 |            |

#### 有収水量

（単位： $\text{m}^3$ ）

| 年度 \ 月 | 4       | 5       | 6       | 7       | 8       | 9       | 計         | 前年度<br>同期比 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|------------|
| 令和7年度  | 440,935 | 527,674 | 430,599 | 548,471 | 460,881 | 561,244 | 2,969,804 | 99.0%      |
| 令和6年度  | 441,049 | 541,139 | 443,265 | 557,089 | 458,296 | 558,243 | 2,999,081 |            |

## 一般会計（消防事業）の財政状況

### 歳入

（単位：円）

| 区 分         | 予算額         | 収入済額        | 比 率    |
|-------------|-------------|-------------|--------|
| 1. 負 担 金    | 982,161,000 | 509,009,000 | 51.8%  |
| 2. 使用料及び手数料 | 493,000     | 362,633     | 73.6%  |
| 3. 国庫支出金    | 1,000       | 0           | 0.0%   |
| 4. 財産収入     | 5,000       | 0           | 0.0%   |
| 5. 繰 入 金    | 1,000       | 0           | 0.0%   |
| 6. 繰 越 金    | 25,350,000  | 25,350,812  | 100.0% |
| 7. 諸 収 入    | 339,000     | 316,081     | 93.2%  |

### 歳出

（単位：円）

| 区 分      | 予算額         | 支出済額        | 比 率   |
|----------|-------------|-------------|-------|
| 1. 議 会 費 | 1,870,000   | 223,869     | 12.0% |
| 2. 総 務 費 | 56,272,000  | 27,482,104  | 48.8% |
| 3. 消 防 費 | 912,402,000 | 383,880,016 | 42.1% |
| 4. 公 債 費 | 19,360,000  | 9,687,142   | 50.0% |
| 5. 予 備 費 | 18,446,000  | 0           | 0.0%  |

安全安心な「住みよいまちづくり」をめざして！

## 組合事業（水道・消防）令和6年度決算報告

令和6年度の決算が9月議会定例会にて認定されましたので、その概要をお知らせします。

### 水道事業会計

#### ◆経理の状況◆

##### 収益的収支（金額は税抜）

収入は、10億3,906万7,466円で前年度に比べ1,587万698円の減収となりました。

支出は、9億3,920万8,325円で前年度に比べ241万7,922円の減少となりました。

その結果、当年度純利益は、9,985万9,141円となりました。

##### 資本的収支（金額は税込）

収入は、企業債・工事負担金の合計で3億2,100万5,701円、支出は建設改良費と企業債償還金で5億498万9,659円となりました。収入が支出に不足する額1億8,398万3,958円は、損益勘定留保資金などで補てんしました。

※損益勘定留保資金とは・・・収益的支出において、減価償却費など現金支出を伴わず水道事業内部に留保される資金。

#### ◆総括◆

水道事業は、人口減少や節水型社会への移行による需要の減少、施設の老朽化、耐震性強化など多くの課題に直面しています。

本事業では、安全な水の安定供給により住民生活と産業活動を支えるため、災害に強いライフラインの構築を進めています。特に基幹管路や重要給水施設への配水管の更新・耐震化を推進し、安全で安定した水道水の供給を確保するよう取り組んでまいりました。令和6年度は、施設の更新・耐震化に加え災害時給水ステーション2基を増設しました。また、近年社会問題となっている水道水の有機フッ素化合物（PFAS）についても引き続き監視強化に努めました。

今後においても、丹羽広域事務組合水道ビジョン及び丹羽広域事務組合水道事業経営戦略に基づき、50年先、100年先の将来像を見据えた施策を推進し、より一層の効率化と経営基盤の安定化を図りながら、持続可能な水道事業を実現してまいります。

#### 業務量

| 区 分                      | 6年度決算     | 5年度決算     | 増 減     |
|--------------------------|-----------|-----------|---------|
| 給 水 人 口（人）               | 58,873    | 59,107    | △234    |
| 給 水 戸 数（戸）               | 25,359    | 25,121    | 238     |
| 年間総配水量（m <sup>3</sup> ）  | 6,734,452 | 6,723,035 | 11,417  |
| 年間総有収水量（m <sup>3</sup> ） | 6,008,207 | 6,019,197 | △10,990 |
| 有 収 率（％）                 | 89.2      | 89.5      | △0.3    |

#### 予算に対する決算状況（税込）

（単位：円）

| 区 分   | 予 算 額         | 決 算 額         | 比 率   |
|-------|---------------|---------------|-------|
| 収益的収入 | 1,148,485,000 | 1,131,022,999 | 98.5％ |
| 収益的支出 | 1,035,799,000 | 1,007,152,763 | 97.2％ |
| 資本的収入 | 377,664,000   | 321,005,701   | 85.0％ |
| 資本的支出 | 741,808,000   | 678,264,659   | 91.4％ |

※資本的支出の決算額には、令和7年度への繰越額173,275,000円を含む。

#### 施設の耐震化状況

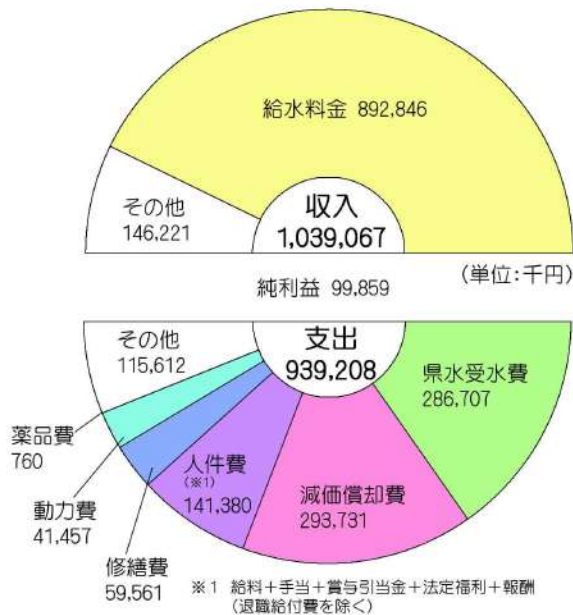
|                     | 令和6年度末       | 令和5年度末       | 愛知県平均（令和5年度末） |
|---------------------|--------------|--------------|---------------|
| 管路耐震化率（ ）は※基幹管路耐震化率 | 24.2％（57.5％） | 22.9％（57.2％） | —（45.2％）      |
| 配水池耐震化率             | 100％         | 100％         | 88.9％         |
| 耐震化されている配水場の数       | 6箇所のうち5箇所    | 6箇所のうち5箇所    | —             |

※基幹管路とは、導水管、送水管及び配水本管（大口径の配水管）をいう。

当組合では、第4次水道整備実施計画（令和3年度～令和12年度）に基づき、水道施設更新、基幹管路耐震化、重要給水施設管路耐震化、経年化管路更新を進めています。また、配水管などを新設・更新する場合も、すべての工事に耐震管を採用しています。

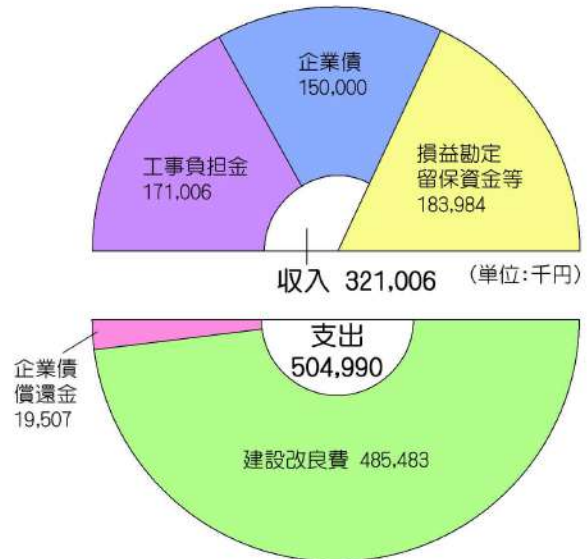
## 収益的収入・支出（税抜）

水道料金を主な収入とし、施設の維持管理など配水するために必要な経費を中心とした経営活動の収支です。



## 資本的収入・支出（税込）

水道供給を維持することを目的とし、老朽化した水道管や施設を更新するための事業費を中心とした活動の収支です。



## 貸借対照表 令和7年3月31日（税抜）

（単位：千円）

| 資 産     |             |                 |           |
|---------|-------------|-----------------|-----------|
| 固 定 資 産 | 有 形<br>固定資産 | 土 地             | 178,979   |
|         |             | 建 物             | 3,248     |
|         |             | 構 築 物           | 7,203,132 |
|         |             | 機 械 及 び 装 置     | 54,419    |
|         |             | 車 両 運 搬 具       | 10,444    |
|         |             | 工 具 器 具 及 び 備 品 | 20,835    |
|         | 無形固定資産      | 電 話 加 入 権       | 1,265     |
| 流 動 資 産 |             | 現 金 預 金         | 1,063,335 |
|         |             | 未 収 金           | 54,903    |
|         |             | 貯 蔵 品           | 2,201     |
| 資 産 合 計 |             |                 | 8,592,761 |

※減価償却累計額 6,592,176

| 負 債 ・ 資 本   |           |               |           |
|-------------|-----------|---------------|-----------|
| 固 定 負 債     |           | 企 業 債         | 1,358,690 |
|             |           | 引 当 金         | 28,761    |
| 流 動 負 債     |           | 企 業 債         | 25,835    |
|             |           | 未 払 金         | 96,474    |
|             |           | 前 受 金         | 12        |
|             |           | 引 当 金         | 13,353    |
|             |           | 預 り 金         | 42,274    |
| 繰 延 収 益     |           | 国庫補助金長期前受金    | 13,514    |
|             |           | 県費補助金長期前受金    | 10,339    |
|             |           | 工事負担金長期前受金    | 2,531,280 |
|             |           | 受贈財産評価額長期前受金  | 66,235    |
| 資本金         | 自 資 本 己 金 | 固 有 資 本 金     | 17,801    |
|             |           | 出 資 金         | 747,568   |
|             |           | 組 入 資 本 金     | 2,932,240 |
| 剰 余 金       | 資 剰 余 本 金 | 工 事 負 担 金     | 95,068    |
|             |           | 受 贈 財 産 評 価 額 | 1,199     |
|             | 利 剰 余 益 金 | 減 債 積 立 金     | 25,000    |
|             |           | 利 益 積 立 金     | 30,000    |
|             |           | 建 設 改 良 積 立 金 | 438,000   |
|             |           | 当年度未処分利益剰余金   | 119,118   |
| 負 債 資 本 合 計 |           |               | 8,592,761 |

## 資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、下記のとおり資金不足比率を公表します。

令和6年度決算に基づく資金不足比率は、経営健全化基準を下回っており、健全な経営状況となっております。引き続き、健全な経営に努めていきます。

| 比率名    | 令和6年度      | 経営健全化基準 |
|--------|------------|---------|
| 資金不足比率 | －％（資金不足なし） | 20.0％   |

## 一般会計（消防事業）

令和6年度の一般会計の決算は、各署所の施設改修工事として11,154千円（前年比23,716千円減額）を、消防指令センター運営費として消防指令センター共同運用負担金15,139千円（前年比718千円増額）を、そして車両整備として高規格救急自動車の更新に31,570千円を支出しました。

歳出決算885,787千円は、前年比10,311千円の増額であり、主な要因として消防費における支出科目の中で、人事異動や人事院勧告に伴い給与等で27,256千円増額となっています。

令和7年度に繰り越すべき財源として、備品購入費における査察車更新事業において車両保安基準改定等の問題により年度内の納車が不可能となり5,538千円を繰り越しました。

一方、令和5年度と比較して大きく減額となったものについては、工事請負費（前年比23,716千円減額）において大規模な改修工事が計画されていなかったことや、積立金において消防施設整備等基金積立金（前年比2,898千円減額）が人事院勧告に伴う人件費の増額等により、基金積立金の財源確保が困難になったことなどが要因となっています。

また、全国の災害関連に関しては、令和6年1月の能登半島地震、9月には奥能登豪雨が発生するなど2度にわたる災害で甚大な被害を受けるなど、各関係機関との連携の重要性などを再認識する機会となりました。南海トラフ巨大地震の発生が危惧されている中で、改めて自然災害の猛威に対応すべき機関である位置付けを確認するとともに、常備消防として引き続き消防団との災害対策訓練を継続し、災害発生時から急性期までの幅広い対応能力の強化を図り、連携強化に努めてまいりました。その他には、各イベントを開催し防火・防災に対する意識の向上や、消防業務をより理解して身近に感じていただくよう取り組みました。

### 消防設備・施設等の整備

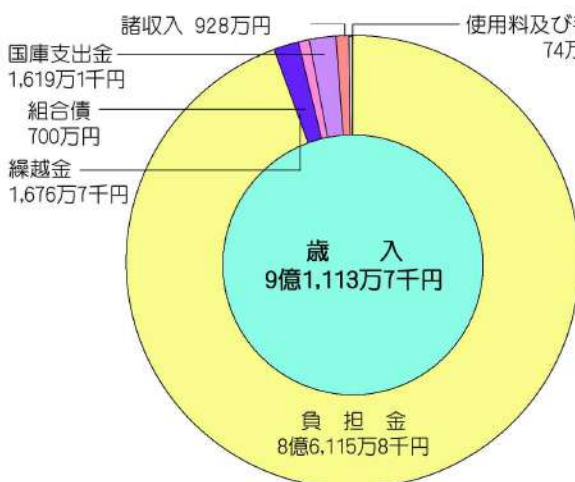
- (1) 扶桑出張所変電設備改修工事を行いました。
- (2) 消防本部・両出張所車庫水銀灯改修工事を行いました。
- (3) 消防本部空調設備改修工事を行いました。
- (4) 丹羽消防本部に配備されている高規格救急自動車が12年を経過し、修理回数の増加から更新しました。

### 火災予防活動

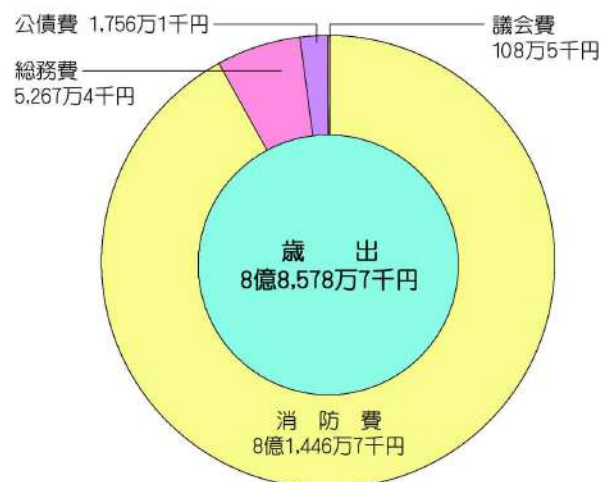
- (1) 防火対象物や危険物施設に対して、建物の構造や消防用設備が消防法令に基づく基準に適合しているかどうか立入検査を実施しました。  
また、文化財防火デーに伴い大口町、扶桑町の寺院において、大口町消防団、扶桑町消防団とともに、防火・防災意識の向上を目的に有事の際の活動を想定した放水訓練を実施しました。
- (2) 少年消防クラブを対象に、「ミニ消防士育成講座」を開催し、AEDの使用方法について学んでいただき、実際に操作方法を通じて理解を深めてもらい、防火・防災活動の担ぎ手としての意識を高めることを目的に実施しました。
- (3) 秋季火災予防運動の一環として、丹羽郡の14施設の保育園・幼稚園を訪問し、幼少期からの防火意識の向上を目的に、防火啓発用DVDを鑑賞しクイズ形式で講話を行い、防火についての興味や関心を抱かせ、家庭での話題作りが出来るよう、防火指導を実施しました。
- (4) 独り暮らしの高齢者世帯及び緊急通報システムが設置されている住宅を対象に、高齢者世帯からの火災を未然に防ぐことを目的として、火気の取扱いについての注意点や住宅用火災警報器設置の必要性をお話させていただく「住宅防火診断」を大口町は令和6年12月、扶桑町については令和7年2月・3月に役場担当者や民生委員に協力してもらい実施しました。

### 応急手当普及活動

- (1) 住民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及のために、各種講習会等を実施しました。  
・丹羽郡の小中学校及び高等学校6校計470名の児童、生徒を対象に普通救命講習の導入講習である救命入門コースを開催し、救急隊に引き継ぐまでの心肺蘇生法とAEDの使用方法について学んでもらいました。  
・丹羽郡在住、在勤者を対象とした普通救命講習会を62回開催し504名の方に心肺蘇生法やAEDの使用方法について学んでもらいました。  
・普通救命講習の内容に加え、小児・乳児の心肺蘇生法や外傷の手当などが含まれる上級救命講習を開催し、11名の方に詳細な応急手当を学んでもらいました。
- (2) 救急啓発活動として、訪問販売員に対し、熱中症予防に関するラミネート掲示物を携行していただき、日常の訪問業務に合わせて巡回啓発を実施しました。  
また、スーパーマーケットの会計レシートに、救急車の適正利用を呼びかける啓発文を掲載していただき利用客に広く広報を実施しました。
- (3) 救急搬送症例を振り返り、改善点などを見出してより質の高い救急活動とするため、救急救命士を中心とした救急隊員に加えて、さくら総合病院の医師及び看護師をアドバイザーとして招き、6回の救急症例検討会を実施しました。
- (4) 署所に配属された指導救命士による愛知県救急隊心肺蘇生法プロトコルの確認テストや傷病者病態把握訓練により救急隊のレベルアップを図りました。
- (5) 集団災害訓練を実施し常時の救急体制を上回る多数傷病者発生事故への対応力強化に努めました。



歳入の94.51%は負担金です。内訳は大口町より3億7,927万4千円、扶桑町より4億6,172万6千円、水道事業会計より2,015万8千円です。



歳出の91.95%を占める消防費、この消防費は職員の人件費、施設車両の維持や、火災予防の啓発活動、普通救命講習等に使われています。



## 水道料金って何に使われているの？

3人家族が1か月に使う水の量は…約**20m<sup>3</sup>**

水道料金は**2,840**円（税抜）  
※メータ口径20mm

### 毎日安心して安全な水を 蛇口まで届けるためのお金

水道水を作ったり  
水道事業を運営す  
るための費用

**929**円

愛知県から水を購入する費用

**784**円

### 未来の水道への投資

地震に強い水道管  
に取替えるなど施  
設の更新費用

**1,022**円

施設を更新するた  
めに借りたお金の  
返済金

**105**円

**水道は財産です。**

**水道料金には、使った水の代金という意味だけでなく、水道という財産に投資するという意味もあります。**

**子や孫の世代へと、未来に続く強い水道を引き継いでいきます。**



## 水道検針員を募集しています！

水道検針は水道メータの指針を読み取り、発行する検針票をポストへ投函すること  
でお客様に使用水量と水道料金をお知らせする仕事です。短時間で効率よく働きた  
い方、自分のペースで働きたい方は必見です。お気軽にお問い合わせください。  
（詳しくはホームページをご覧ください。）



### ●業務内容

水道メータ検針・・・大口町と扶桑町地内の担当エリアの検針、事業広報(チラシ)の配布

### ●応募資格・・・20歳から67歳までの健康な方

●契約手数料・・・一般住宅 70円/件 集中検針物件 50円/件  
(報酬) 平均手数料 大口町検針：35,000円 扶桑町検針：54,000円

### ●提出書類（水道部指定の書式は、ホームページからダウンロードできます）

①水道検針員登録申込書 ②履歴書

担当：水道部管理課業務係 TEL：0587-95-3400（音声ガイダンス【1】）



検針員募集

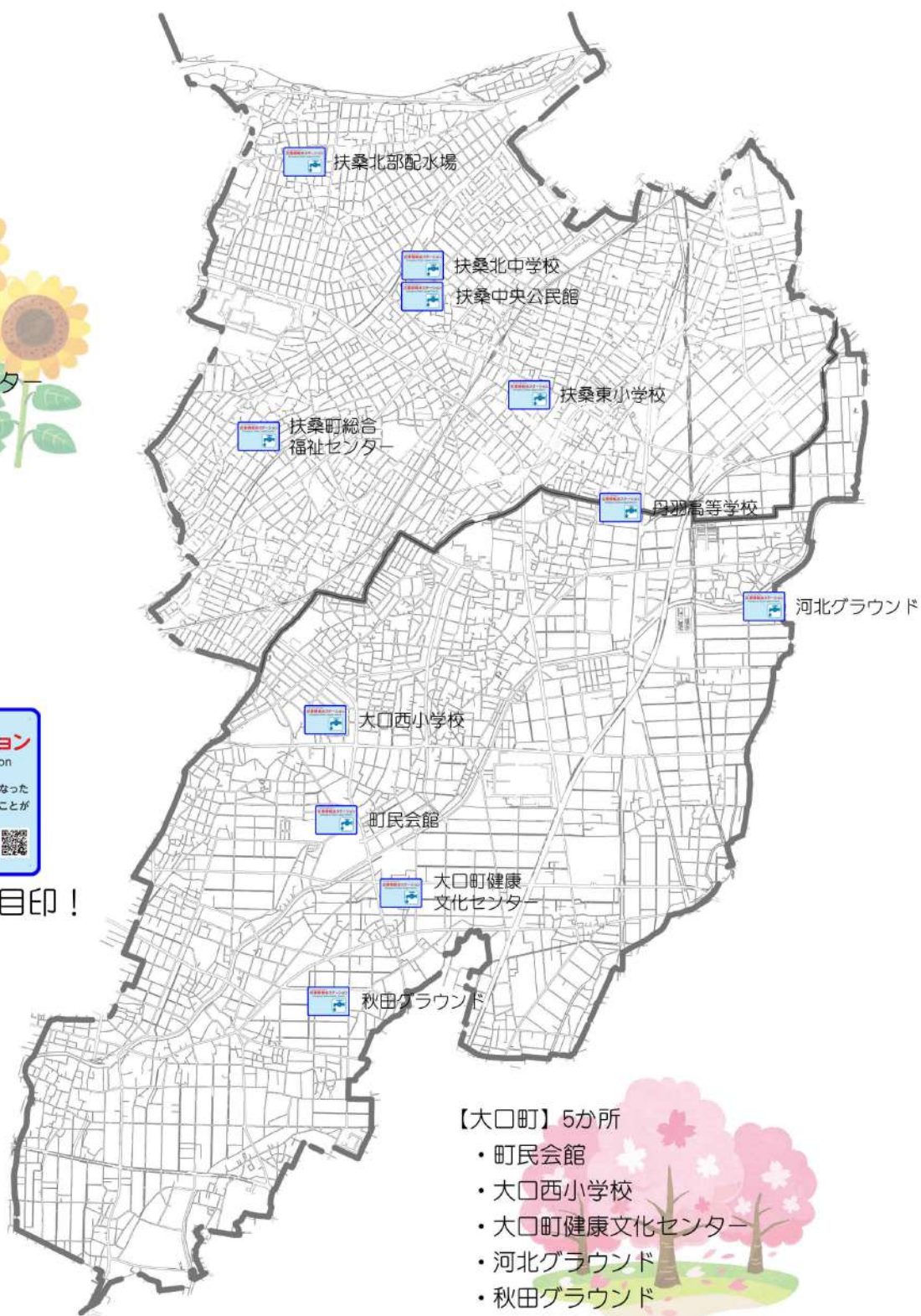
# 災害時給水ステーション位置図

## 【扶桑町】6か所

- ・扶桑北部配水場
- ・丹羽高等学校
- ・扶桑北中学校
- ・扶桑中央公民館
- ・扶桑町総合福祉センター
- ・扶桑東小学校



こちらの看板が目印！



## 【大口市】5か所

- ・町民会館
- ・大口西小学校
- ・大口町健康文化センター
- ・河北グラウンド
- ・秋田グラウンド

## ～災害時給水ステーションとは～

地震などの災害で断水が発生した際、仮設の蛇口を設置し、住民の皆さまへ給水を行う場所です。水を受け取る際には、水を入れる容器が必要です。持ち運びが容易な容器（ペットボトル、ポリ容器など）の持参をお願いします。

現在は大口町、扶桑町を合わせ、11か所に設置済みです。（令和7年11月現在）

今後の事業計画では令和20年度までに大口町及び扶桑町に全21か所を設置予定です。

地元の天然水は身体になじむ！

ナチュラルウォーター

## 『The ワニ』販売中

木曽川沖積層の深い地下から汲み上げたおいしい天然水をペットボトルに詰めました。

しかもこの天然水、5年間の保存ができるので、備蓄水として活用できるスグレもの。

大口町の「さくら」と扶桑町の「ひまわり」をあしらった可愛いラベルが目印です。



- 容量等 500mLペットボトル（5年保存水）24本入り  
販売価格 1箱当たり・・・3,500円（税込）  
3箱以上まとめて購入・・・3,200円（税込・一箱当たり）  
販売窓口で1本単位（150円）のご購入も可能です。  
申込方法 申込専用サイト（2次元コード）、販売窓口またはお電話  
販売窓口 丹羽広域事務組合水道部販売窓口  
お支払い 取扱金融機関（当水道事業発行の納入通知書によるお支払い）  
または販売窓口でお支払いください。  
お問合せ 水道部管理課庶務係 Tel0587-95-3400 音声ガイダンス【6】



申込専用サイト



商品の詳しい情報  
（水道部のホームページ）

※商品のお渡しは、販売窓口にて直接お渡しとなります。

※一度に3箱以上のご購入で無料配送いたします（丹羽郡内1箇所に限ります）。

※在庫がなくなり次第、販売終了します※

### ● 災害に備えて飲料水の確保を！

災害時に必要な飲料水の量：1人1日3リットルを3日分

南海トラフ地震が発生した場合には、広範囲にわたる甚大な被害が想定されており、支援物資や給水車などが不足する可能性があります。そのため、ご家庭や職場でも飲料水の備蓄をぜひご検討ください。

### ● ローリングストックをしましょう！

飲料水を少し多めに買い置きし、使用した分をその都度買い足すことで、日常生活の中で無理なく、無駄なく備蓄することができます。

### ● 水道水を日常の飲料水として見直してみませんか！

水道水は、水道法に基づく厳正な水質検査を適切に実施しており、安心してお飲みいただけます。この「The ワニ」のご購入をきっかけに、ぜひ日常の飲料水としても水道水をご利用ください。



### ～ 緊急情報エックスを開設しました ～

アカウント名：丹羽広域事務組合水道事業緊急情報エックス

ユーザー名：@niwakouikisuido

掲載内容：(1)応急給水活動場所開設状況（Googleマップ）

(2)大地震等により広範囲で長時間断水が発生した際の  
応急給水活動を実施する場所と活動時間

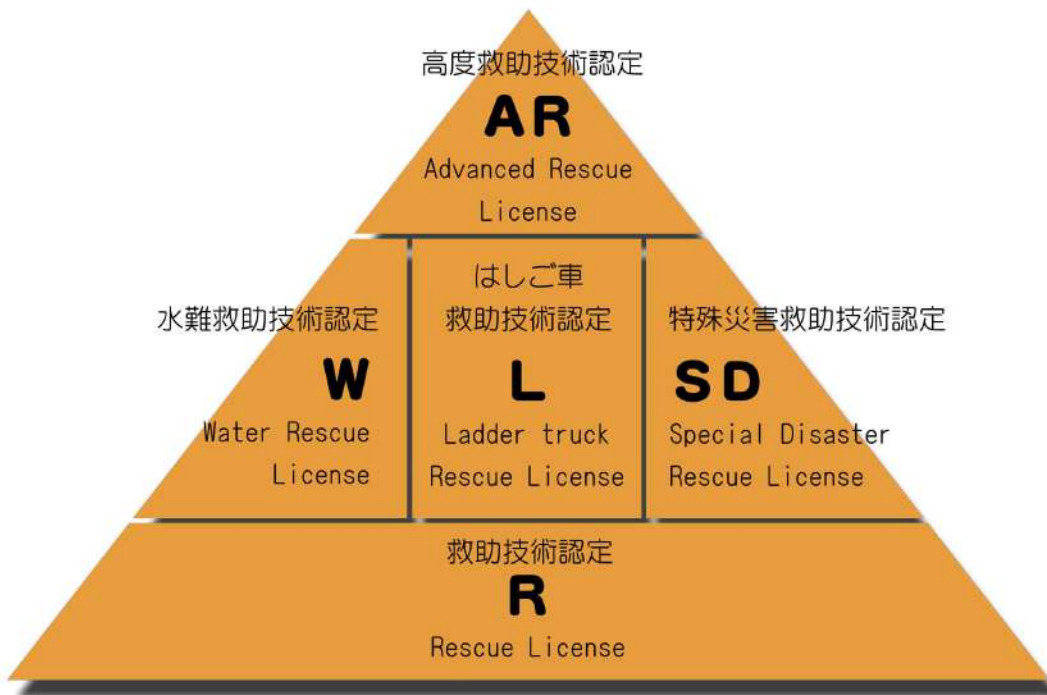
(3)断水発生時の応急復旧計画や復旧予定



緊急情報エックス

# 救助隊員の認定制度試験

近年、道路の陥没事故をはじめとした、多様で複雑な災害が全国で発生しています。こうした災害に対応するため、丹羽広域事務組合消防本部では救助隊員の知識や技術の標準化を図り、更なる向上を目的とし、「救助隊員認定制度」を導入し、第1回の試験を9月に実施しました。



※R（救助技術認定）をベースとし、W、L、SDの認定試験で合格した隊員を「AR（高度救助技術認定）」とします。

今回は、基本となる「R（救助技術認定）」として体力試験、ロープ結索試験、知識試験、技術試験を行いました。



## 火の用心

消防部編集

■お問い合わせは  
丹羽消防署  
0587(9)5151まで

トピックス

- ・救助隊員の認定制度試験
- ・令和7年度消防職員紹介
- ・災害対策訓練（尾北看護学校）



# 令和7年度



# 採用職員紹介



Q1、消防士を目指したきっかけは？  
Q2、休日の過ごし方は？

Q3、自分の性格を一言！  
Q4、将来の夢は？



高木 寛太 （丹羽消防署 1 課配属）

- A1. 生まれ育った地元で恩返しをしたいという思いから消防士を志しました。
- A2. 野球など体を動かしています。
- A3. 明るく前向きな性格です。
- A4. 将来は消防士として地元を守り、少しでも安心して暮らせる町にしていきたいです。



上村 健斗 （丹羽消防署 1 課配属）

- A1. 職場見学で見た消防士の先輩方に憧れたからです。
- A2. ドライブに行くことです。
- A3. 元気で前向きな性格です。
- A4. 人を笑顔にすることができる消防士になることです。



若杉 唯人 （丹羽消防署 2 課配属）

- A1. 私は幼い頃から助ける職業に憧れがあり、消防士の救助訓練を見て、私も消防士になって人を助けたいと強く思うようになったからです。
- A2. ドライブしたり、買い物をしたりしています。
- A3. 思いやりがある性格です。
- A4. 家庭を持ち、幸せに暮らすことです。



石黒 水透 （丹羽消防署 3 課配属）

- A1. 人の役に立ちたいという思いが強く、やりがいを感じる仕事に就きたいと思ったからです。
- A2. 筋トレをしたり、友人と遊びに行くことが多いです。
- A3. 明るくポジティブな性格です。
- A4. 幸せな家庭を築くことです。



竹岡 陸翔 （丹羽消防署 3 課配属）

- A1. 祖父が消防士をしていて、とてもかっこいいと思ったのがきっかけです。
- A2. 家でゴロゴロするかドライブしています。
- A3. 明るく元気です。
- A4. いいお父さんになることです。



## めざします!!『頼られる消防士』



## 災害に対応する際の心構えや状況把握について講義！

10月10日（金）に名古屋掖済会病院の院長である北川喜己医師を講師として尾北看護専門学校にお招きし、集団災害について講義をしていただきました。

講義は、尾北看護専門学校の生徒と共に、災害に対応する際の心構えや状況把握の方法などについて学びました。

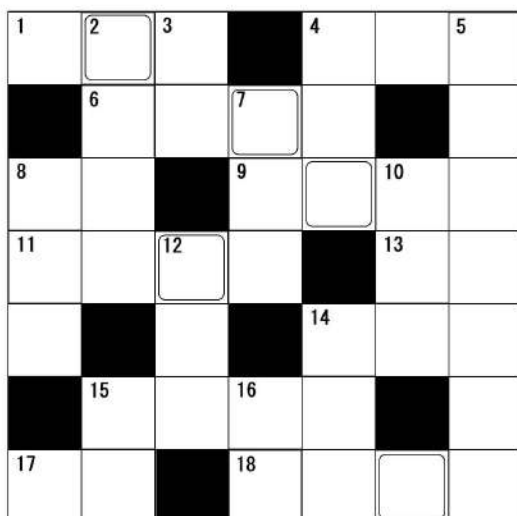
午後からは講義の内容を踏まえ、学園祭中に爆発火災が発生し多数の傷病者が発生したとの想定のもと、訓練を実施しました。



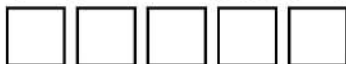
### チャレンジクロスワードパズル



☐ の文字を並べてある言葉を作てね！



キーワード 難易度2★☆☆☆☆



【ヒント】  
火を消すための道具！

答えは16ページの下にあります。

#### タテのヒント

- 2 「行く」や「聞く」の謙譲語
- 3 回して遊ぶ玩具
- 4 戦争や武力衝突の際に敵軍に捕えられた兵士や軍人
- 5 スマートフォンやノートパソコンなどの電子機器に広く使用されている充電式の電池
- 7 首の長い動物
- 8 普通とは変わった様子であること
- 10 あるテーマについて聴衆に向けてわかりやすく話すること
- 12 噴火する山は
- 14 火災時に使用される消火剤で、冷却作用と燃焼の抑制効果を持っています
- 15 英語ではマップといいます
- 16 エレベーターで「B」と表される場所は

#### ヨコのヒント

- 1 貨物や荷物などを保管したり貯蔵したりするための建物
- 4 「埃」この漢字の読み方は
- 6 鎌のような前足が特徴の昆虫
- 8 甲賀忍者と〇〇忍者
- 9 家を離れて他の土地へ行くこと
- 11 あずきあんを型枠に流し込み 寒天 で固めた和菓子
- 13 承諾を得ず一方的に何かをさせると意味「〇〇を言わせず」
- 14 アメリカ合衆国の50番目の州で、人気の観光地
- 15 日本の伝統的なサイコロゲームで3つのサイコロを使います
- 17 元素記号Snで表される金属の一種
- 18 地震の揺れでプレーカーが自動で切れる「〇〇〇〇プレーカー」



# 令和6年度丹羽広域事務組合人事行政の運営等の状況の公表について

この公表は、地方公務員法第58条の2及び丹羽広域事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条の規定に基づき、令和6年度における組合職員の状況について公表します。

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 職員数

| 区 分     | R6. 4. 1現在<br>職 員 数 | R6. 4. 1<br>採 用 | 退 職 (R6. 4. 1～R7. 3. 31) |       |     |
|---------|---------------------|-----------------|--------------------------|-------|-----|
|         |                     |                 | 定 年                      | 勸奨・早期 | 普 通 |
| 一 般 会 計 | 93人                 | 6 人             | 0 人                      | 0 人   | 6 人 |
| 企 業 会 計 | 23人                 | 1 人             | 0 人                      | 0 人   | 0 人 |
| 計       | 116人                | 7 人             | 0 人                      | 0 人   | 6 人 |

### (2) 職員数の状況 (4月1日現在)

| 区 分     | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 一 般 会 計 | 90人   | 91人   | 92人   | 93人   |
| 企 業 会 計 | 24人   | 24人   | 22人   | 23人   |
| 計       | 114人  | 115人  | 114人  | 116人  |

## 2 職員の給与の状況

### (1) 職員給与費の状況 (令和6年度決算)

| 区 分     | 職 員 数 | 給 与 費     |          |           |           | 1人当たりの<br>給与費 |
|---------|-------|-----------|----------|-----------|-----------|---------------|
|         |       | 給 料       | 手 当      | 期末・勤勉手当   | 計         |               |
| 一 般 会 計 | 93人   | 346,858千円 | 72,751千円 | 147,007千円 | 566,616千円 | 6,092千円       |
| 企 業 会 計 | 23人   | 85,482千円  | 21,288千円 | 36,180千円  | 142,950千円 | 6,215千円       |
| 計       | 116人  | 432,340千円 | 94,039千円 | 183,187千円 | 709,566千円 | 6,116千円       |

### (2) 級別職員の状況 (令和6年4月1日現在)

| 一 般 会 計 |         |       |       |       |                   |             |                      |      |
|---------|---------|-------|-------|-------|-------------------|-------------|----------------------|------|
| 級       | 1級      | 2級    | 3級    | 4級    | 5級                | 6級          | 7級                   | 計    |
| 職務の名称   | 副 主 任 員 | 副 主 任 | 主 任   | 主 査   | 課 長 補 佐<br>出張所長補佐 | 課 主 出 張 所 長 | 消 防 長<br>事務局長<br>次 長 |      |
| 消 防 職   | 18 人    | 17 人  | 8 人   | 10 人  | 23 人              | 12 人        | 3 人                  | 91人  |
| 事 務 職   | 0 人     | 0 人   | 1 人   | 0 人   | 0 人               | 0 人         | 1 人                  | 2 人  |
| 構 成 比   | 19.4%   | 18.3% | 9.7%  | 10.7% | 24.7%             | 12.9%       | 4.3%                 | 100% |
| 企 業 会 計 |         |       |       |       |                   |             |                      |      |
| 級       | 1級      | 2級    | 3級    | 4級    | 5級                | 6級          | 7級                   | 計    |
| 職務の内容   | 主 事 補   | 主 事   | 主 任   | 主 査   | 課 長 補 佐           | 課 主 長 幹     | 次 長                  |      |
| 企 業 職   | 1 人     | 4 人   | 5 人   | 3 人   | 7 人               | 2 人         | 1 人                  | 23人  |
| 構 成 比   | 4.4%    | 17.4% | 21.7% | 13.0% | 30.4%             | 8.7%        | 4.4%                 | 100% |

### (3) 職員の初任給の状況 (令和6年度)

| 区 分   | 消 防 職    | 採用2年経過日額 | 企 業 職    | 採用2年経過日額 |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 高 校 卒 | 201,000円 | 207,400円 | 194,500円 | 201,000円 |
| 大 学 卒 | 225,600円 | 230,000円 | 220,000円 | 225,600円 |

### (4) 期末手当・勤勉手当 (令和6年度)

| 丹羽広域事務組合                                                    |  | 国                                                             |  |
|-------------------------------------------------------------|--|---------------------------------------------------------------|--|
| 1人当たりの平均支給額 1,579,211円                                      |  |                                                               |  |
| (令和6年度支給割合)<br>期末手当 2.50月分 (1.40月分)<br>勤勉手当 2.10月分 (1.00月分) |  | (令和6年度支給割合)<br>期末手当 2.50 月分 (1.40月分)<br>勤勉手当 2.10 月分 (1.00月分) |  |
| (加算措置の状況)<br>職制上の段階、職務の階級等による加算措置<br>○役職加算5～20%             |  | (加算措置の状況)<br>職制上の段階、職務の階級等による加算措置<br>○役職加算5～20%               |  |

※ ( ) 内は再任用職員の支給割合です。  
※ 再任用職員とは、定年退職等により退職した者を任期を定めて改めて採用された者をいいます。

### (5) 退職手当 (令和6年度)

| 丹羽広域事務組合    |           |             | 国     |           |             |
|-------------|-----------|-------------|-------|-----------|-------------|
| (支給率)       | 自己都合      | 定年・応募認定     | (支給率) | 自己都合      | 定年・応募認定     |
| 勤続20年       | 19.6695月分 | 24.586875月分 | 勤続20年 | 19.6695月分 | 24.586875月分 |
| 勤続25年       | 28.0395月分 | 33.27075 月分 | 勤続25年 | 28.0395月分 | 33.27075 月分 |
| 勤続35年       | 39.7575月分 | 47.709 月分   | 勤続35年 | 39.7575月分 | 47.709 月分   |
| 最高限度額       | 47.709 月分 | 47.709 月分   | 最高限度額 | 47.709 月分 | 47.709 月分   |
| 1人当たりの平均支給額 |           |             |       |           |             |
| 自己都合        | 59 万円     | 定 年 一 万円    |       |           |             |

### (6) 地域手当 (令和6年度)

| 支給対象地域 | 支 給 率  | 区 分     | 支給対象職員 | 支給対象職員1人当たりの<br>平均支給年額 (令和6年度決算) |
|--------|--------|---------|--------|----------------------------------|
| 全 地 域  | 3～8.5% | 一 般 会 計 | 93 人   | 121 千円                           |
|        |        | 企 業 会 計 | 23 人   | 119 千円                           |

### (7) 時間外勤務手当 (令和6年度)

| 区 分         | 一般会計     | 企業会計    |
|-------------|----------|---------|
| 支 給 総 額     | 12,781千円 | 4,533千円 |
| 職員1人当たりの支給額 | 163千円    | 226千円   |

※休日勤務手当含む

## (8) その他の手当（令和6年度）

| 区 分        | 内 容                        |                                                                      | 国の制度との異同 |
|------------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------|
| 扶養手当       | 扶養親族である配偶者                 | 6,500円                                                               | 同        |
|            | 配偶者以外の扶養親族                 | 父母等                                                                  | 6,500円   |
|            |                            | 子                                                                    | 10,000円  |
|            |                            | 職員に配偶者がいない場合は、子のうち1人について                                             | 10,000円  |
|            |                            | 子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子がいる場合、1人につき加算する額 | 5,000円   |
| 住居手当       | 借家（借間） 16,000円を超える家賃の額に応じて | 最高 28,000円                                                           | 同        |
| 通勤手当       | 交通機関利用者 55,000円までは運賃相当額    | 最高 55,000円                                                           | 同        |
|            | 交通用具等使用者等 距離に応じて           | 最高 31,600円                                                           |          |
| 管理職員特別勤務手当 | 管理職員が緊急に休日勤務等をした場合         | 1回につき8,500円を超えない範囲                                                   | 同        |

| 区 分         | 一般会計                            | 企業会計                                |
|-------------|---------------------------------|-------------------------------------|
| 特 殊<br>勤務手当 | 総 支 給 額                         | 8,111,500円                          |
|             | 支 給 職 員<br>1 人 当 た り の<br>支 給 額 | 94,319円                             |
|             | 手 当 数                           | 4                                   |
|             | 手 当 の 種 類                       | 消防手当<br>緊急出動手当<br>はしご隊員手当<br>救助隊員手当 |

## 管理職手当（給料月額100分の25を超えない範囲内）

|              |            |         |
|--------------|------------|---------|
| 消防長、次長、署長の職務 | 水道部長、次長の職務 | 70,800円 |
| 課長の職務        | 課長の職務      | 54,000円 |
| 出張所長、主幹の職務   | 主幹の職務      | 41,600円 |

## 特別職の報酬の状況

|                       |                |            |
|-----------------------|----------------|------------|
| 区                     | 分              | 報酬の額       |
| 議                     | 長              | 年額 68,000円 |
| 副                     | 議 長            | 年額 64,000円 |
| 議                     | 員              | 年額 60,000円 |
| 監査委員                  | 識見を有する者の中からの選任 | 日額 8,000円  |
|                       | 議 会 選 出 委 員    | 日額 6,000円  |
| 情 報 公 開 審 査 会 委 員     |                | 日額 5,900円  |
| 個 人 情 報 保 護 審 査 会 委 員 |                | 日額 5,900円  |
| 行 政 不 服 審 査 会 委 員     |                | 日額 5,900円  |
| 水 道 事 業 経 営 審 議 会 委 員 |                | 日額 5,900円  |

## 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

## (1) 職員の勤務時間

| 1 週間の勤務時間 | 開始時間   | 終了時間    | 休憩時間            |
|-----------|--------|---------|-----------------|
| 38時間45分   | 8 : 30 | 17 : 15 | 12 : 00～13 : 00 |

## (2) 職員の休暇制度

| 区 分       | 付与日数                  | 区 分       | 付与日数        | 区 分       | 付与日数  |
|-----------|-----------------------|-----------|-------------|-----------|-------|
| 年次有給休暇    | 20日                   | 自 発 的 活 動 | 5日          | 子 の 看 護   | 5～10日 |
| 病 気 休 暇   | やむを得ないと認められる必要最小限度の期間 | 結 婚       | 水道 5日/消防 7日 | 忌 引       | 1～7日  |
| 介 護 休 暇   | 5～10日及び必要と認められる期間     | 出 産       | 産前8週間/産後8週間 | 父 母 の 追 悼 | 1日    |
| 選 挙 権 行 使 | 必要と認められる期間            | 育 児 時 間   | 30分/日2回     | 夏 季 休 暇   | 5日    |
| 裁判員、証人等出席 | 必要と認められる期間            | 妻の出産補助    | 2日          | 住 宅 滅 失   | 7日    |
| 骨 髄 移 植   | 必要と認められる期間            | 子 の 養 育   | 5日          | 不 妊 治 療   | 5日    |

## 4 職員の休業に関する状況（令和6年度）

## 育児休業等取得者数

| 区 分      | 男 性 | 女 性 | 計   |
|----------|-----|-----|-----|
| 育児休業取得者数 | 4 人 | 0 人 | 4 人 |
| 介護休暇取得者数 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |

人事行政の運営等の  
状況の公表

## 5 職員の分限及び懲戒処分状況（令和6年度）

## (1) 分限及び懲戒処分状況

## ア 休職の状況

| 理 由   | 心身の故障のため、長期の休養を要する場合 | 刑事事件に関し起訴された場合 | 学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合 | 外国の政府等の招きにより、これらの機関の業務に従事する場合 | 災害により、生死不明又は所在不明となった場合 |
|-------|----------------------|----------------|---------------------------|-------------------------------|------------------------|
| 職 員 数 | 0 人                  | 0 人            | 0 人                       | 0 人                           | 0 人                    |

## イ 職員の意に反する降任・免職の状況

| 理 由 | 勤務実績がよくない場合 | 心身の故障のため職務遂行に支障がある場合 | 職に必要な適格性を欠く場合 | 廃職又は過員を生じた場合 |
|-----|-------------|----------------------|---------------|--------------|
| 降 任 | 0 人         | 0 人                  | 0 人           | 0 人          |
| 免 職 | 0 人         | 0 人                  | 0 人           | 0 人          |

## (2) 職員の懲戒処分状況

| 内 容               | 種 類 | 免 職 | 停 職 | 減 給 | 戒 告 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 給与・任用に関する不正関係     |     | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| 一般服務違反関係          |     | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| 一般非行関係            |     | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| 収 賄 等 関 係         |     | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| 道 路 交 通 法 違 反 関 係 |     | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| 監 督 責 任 関 係       |     | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |

## 人事行政の運営等の状況の公表

### 6 職員の服務の状況（令和6年度）

『服務の根本基準』（地方公務員法第30条）

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

| 区 分                 | 内 容                                                                                                                                                           | 違反者数 |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 | 職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規定に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。                                                                             | 0人   |
| 信用失墜行為の禁止           | 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。                                                                                                                  | 0人   |
| 秘密を守る義務             | 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。                                                                                                                   | 0人   |
| 職務に専念する義務           | 職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。                                                                | 0人   |
| 政治的行為の制限            | 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となってはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。                                                                      | 0人   |
| 争議行為等の禁止            | 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおってはならない。                      | 0人   |
| 営利企業等の従事制限          | 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。 | 0人   |

### 7 職員の研修及び勤務成績の状況（令和6年度）

#### (1) 研 修

| 区 分    | 受講者数 | 内 容                                                                                                                                                                                                                |
|--------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 研修センター | 26人  | 課長研修、課長補佐研修、地方自治法研修、法制執務研修（基礎・実務）、コーチング研修、プレゼンテーション研修、ファシリテーション研修、地方公務員法研修、クレーム対応研修、広報戦略研修、問題解決能力向上研修、採用面接研修、リスクマネジメント研修、折衝力・交渉力向上研修、情報公開・個人情報保護研修、財務会計初任者実務研修                                                     |
| 研修協議会  | 7人   | 新規採用職員後期研修、一般職員前期・中期・後期研修                                                                                                                                                                                          |
| 各種専門研修 | 28人  | 救急救命士再教育、検診担当官講習、救急救命士再教育指導者講習、救急隊心肺蘇生法プロトコル運用教育、救急業務教育指導者講習、検診管理者講習                                                                                                                                               |
|        | 3人   | 水道一般の基礎技術、計装設備の基礎技術、耐震性配水管の技能講習                                                                                                                                                                                    |
| 学校教育等  | 46人  | 初任科、指揮隊科、危険物科、火災調査科、救急科、中級幹部科、潜水士、衛生管理者、はしご自動車等運用科、応急手当指導員、小型移動式クレーン、小型船舶（2級）、フルハーネス講習、ハラスメント防止研修、足場組立て等業務特別教育講師養成講座、外傷・災害対応講習（8コース）、酸素欠乏及び硫化水素危険作業主任者講習、水道事業事務研修（経営中級コース）、上下水道事業の経営管理、安全衛生推進者養成講習、解毒剤インストラクター養成研修 |

#### (2) 人事評価

|       |                                                                            |
|-------|----------------------------------------------------------------------------|
| 目 的   | 住民のニーズに的確に対応するため、職員があるべき方向に向け努力・改善し、自律的に学び挑戦していく過程を通して、組織に必要な人材の計画的な育成を図る。 |
| 制度の概要 | 設定された目標及び自己申告内容に基づき、評価者が評価・面談を実施し、確認者がその評価を調整することにより評価を確定する。               |
| 評価期間  | 令和6年4月1日から令和7年3月31日                                                        |
| 実施者数  | 全職員                                                                        |

### 8 職員の福祉及び利益の保護の状況（令和6年度）

#### (1) 共済組合負担金

| 負担金執行額       | 職員1人当たりの負担金 |
|--------------|-------------|
| 134,961,482円 | 1,163,461円  |

#### (2) 安全衛生管理体制

##### ア 安全衛生管理体制の概要

労働安全衛生法に基づき、職員の安全の確保及び健康の維持増進を図っている。

##### イ 職員健康管理に関する状況

| 区 分       | 受診者数（延べ人数） |
|-----------|------------|
| 法 定 検 診   | 32人        |
| 人 間 ド ッ ク | 84人        |

#### (3) 公務員災害補償制度の状況

| 加 入 団 体          | 制 度                                                                                                   | 件 数 |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 地方公務員災害補償基金愛知県支部 | 地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。 | 1件  |

#### (4) 公平委員会に係る業務の状況

| 区 分    | 勤務条件に関する措置の請求 | 不利益処分に関する審査請求 |
|--------|---------------|---------------|
| 取扱件数   | 前年度繰越         | 0件            |
|        | 新 規           | 0件            |
|        | 合 計           | 0件            |
| 終了件数   | 却 下           | 0件            |
|        | 取下げ           | 0件            |
|        | 打切り           | 0件            |
|        | 判 定           | 0件            |
|        | 合 計           | 0件            |
| 次年度へ繰越 |               | 0件            |

#### (5) 職員互助会の状況

| 名 称         | 丹羽広域事務組合消防職員互助会 | 丹羽広域事務組合水道部職員互助会 |
|-------------|-----------------|------------------|
| 会 員 数       | 88人             | 25人              |
| 補助金額        | 639,360円        | 106,200円         |
| 会員一人あたりの補助額 | 7,265円          | 4,248円           |
| 主な事業内容      | 人間ドック助成 など      | 人間ドック助成          |





「手軽に・安く・おいしく」をモットーにお送りする  
 “丹羽めし!!” 第6回は、「**ビリ辛三色丼!**」  
 この響きに思わずヨダレが! お手軽なのにおいしくで  
 きちゃう! 味付けはお好み無限大! みんな作ってみて  
 くれ!!

材料は、これと  
 調味料のみ!  
 後は、材料をフ  
 ライパンで炒め、  
 どんぶりによそ  
 った熱々ご飯に  
 のせるだけ!

**DELICIOUS!**



材料 (4人分) 調理時間 約20分

ごはん…800g (どんぶり4杯) 糸切り唐辛子……お好みで

○ほうれん草の胡麻和え

△鶏そぼろ

□炒り卵

ほうれん草………200g

鶏ひき肉………320g

溶き卵………4個分

砂糖………少々

酒………大さじ4

酒………大さじ2

醤油………小さじ1

みりん………小さじ2

みりん………小さじ2

白いりごま……大さじ1

砂糖………大さじ1

砂糖………小さじ2

ごま油………小さじ2

醤油………大さじ1

塩………少々

豆板醤………大さじ1

ごま油………大さじ1

作り方

【ほうれん草の胡麻和え】

鍋に湯をわかし、塩(適量)を入れ、ほうれん草を入れてさっとゆで、水にさらして水気を切り、1cm幅に切る。ボウルに○を入れてあえる。

【鶏そぼろ】

フライパンにごま油を入れて熱し、鶏ひき肉を入れて肉の色が変わるまで中火で炒め、残りの△を加える。ほぼ水分がなくなるまで中火で炒める。

【炒り卵】

鍋に□を入れて混ぜ、火を中火にかけ、卵がぼろぼろになるまでかき混ぜながら加熱する。

器にご飯を盛り、鶏そぼろ、炒り卵、ほうれん草の胡麻和えをのせ、糸切り唐辛子をお好みでのせる。



編集後記

冬は毎月ケーキが出てくる我が家。クリスマスに始まり、家族の誕生日が1月2月3月と…。今年はどうなケーキにしようかなあ～。 (T)

ウィンタースポーツの季節がやってきたので、今年は初のスノーボードに挑戦してみたいです。怪我しないと良いのですが…。 (K)

今年の冬は「ピエンロー鍋」を作ってみようと思います。なにそれ!?と思ったそこのあなた! 調べてみてください。きっと食べたくなるはず。 (E)

水道部ホームページ

<https://www.niwa-suido.jp>



給水人口 58,820 人  
 給水世帯 25,475 世帯  
 令和7年9月30日現在

消防本部ホームページ

<http://www.niwakouiki.jp>



火災件数 20件  
 救急件数 2,020件  
 令和7年1月1日から  
 9月30日まで

にわKOUIKIだより  
 第48号

発行: 丹羽広域事務組合  
 編集: 広報編集委員会  
 ☎ 0587-95-3400